

2025年1月1日以前に締結された指定代理請求特約について、次頁以降に記載のとおり、特約条項の一部を変更します（本変更に伴う形式的な改定については、記載を省略しています。）。

目次

I. 「無配当保障セレクト保険」に付加する指定代理請求特約の変更内容	1
II. 「無配当外貨建学資保険」に付加する指定代理請求特約の変更内容	2
III. 「無配当保障セレクト保険」および「無配当外貨建学資保険」以外の商品に付加する指定代理請求特約の変更内容	3
1. 共通の変更内容	3
2. 上記1. の変更内容に加えて変更する内容	4
<収入保障保険>	
(1) 無配当収入保障保険（無解約返戻金型）	4
<新医療保険関係>	
(2) 無配当新医療保険	4
(3) 無配当新医療保険 2007	4
(4) 無配当新医療保険 2011	5
(5) 無配当新医療保険 2014（無解約返戻金型）	5
(6) 無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）	5
(7) 無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）	6
<愛児保険関係>	
(8) 5年ごと利差配当付新・愛児進学保険	7
(9) 無配当低解約返戻金型愛児進学保険	8
<年金保険関係>	
(10) 利源別配当付家族保障終身年金保険	8
(11) 終身年金保険	9
(12) 年金保険	10
(13) 個人年金保険	11
(14) 新・個人年金保険	11
(15) 5年ごと利差配当付個人年金保険	12
(16) 無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）	12
(17) 無配当外貨建個人年金保険 019（予定利率更改型）	13
<変額年金保険関係>	
(18) 変額個人年金保険（基本年金額保証型）	13
(19) 一時払変額個人年金保険（複数勘定型）	14
(20) 一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）	14
(21) 一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）	15
<養老保険>	
(22) 無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険	16

I. 無配当保障セレクト保険に付加する指定代理請求特約の特約条項の一部を変更します。

・第3条（指定代理請求人の指定）

変更前	変更後
<p>第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。 （本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 契約の被保険者の戸籍上の配偶者 (2) 契約の被保険者の直系血族 (3) 契約の被保険者の3親等内の親族</p>	<p>第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。 （本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) <u>次の(ア)から(ウ)の範囲内の者</u> <u>(ア) 契約の被保険者の戸籍上の配偶者</u> <u>(イ) 契約の被保険者の直系血族</u> <u>(ウ) 契約の被保険者の3親等内の親族</u></p> <p>(2) <u>第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認められた者</u> <u>(ア) 契約の被保険者と同居または契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 死亡給付受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>

・別表 請求書類 1 指定代理請求人による保険金等の請求（第4条）の必要書類

変更前	変更後
<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) <u>契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し</u> (6) <u>指定代理請求人が契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類</u> (7) 保険証券</p>

II. 無配当外貨建学資保険に付加する指定代理請求特約の特約条項の一部を変更します。

・第3条（指定代理請求人の指定）

変更前	変更後
<p>第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 契約者の戸籍上の配偶者 (2) 契約者の直系血族 (3) 契約者の3親等内の親族</p>	<p>第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者 <u>(ア) 契約者の戸籍上の配偶者</u> <u>(イ) 契約者の直系血族</u> <u>(ウ) 契約者の3親等内の親族</u></p> <p>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、<u>学資金等の受取人のために学資金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u></p> <p><u>(ア) 契約者と同じ居または契約者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 契約者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 後継保険契約者</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>

・別表 請求書類 1 指定代理請求人による学資金等の請求（第4条）の必要書類

変更前	変更後
<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 契約者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 契約者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) <u>指定代理請求人が契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類</u></p>

Ⅲ. 「無配当保障セレクト保険」および「無配当外貨建学資保険」以外の商品に付加する指定代理請求特約について、特約条項の一部を次のとおり変更します。

1. 共通の変更内容

・第3条（指定代理請求人の指定）

変更前	変更後
<p>第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者 (2) 主契約の被保険者の直系血族 (3) 主契約の被保険者の3親等内の親族</p>	<p>第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者 <u>(ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の直系血族</u> <u>(ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族</u></p> <p>(2) <u>第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>

・別表 請求書類 1 指定代理請求人による保険金等の請求（第4条）の必要書類

変更前	変更後
<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) <u>指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類</u> (7) 保険証券</p>

2. 上記1. の変更内容に加えて変更する内容

<収入保障保険>

- (1) 無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1. に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

- ・第14条（無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中、「死亡保険金受取人」を「死亡収入保障年金受取人」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、<u>第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中</u>、「死亡保険金受取人」を「死亡収入保障年金受取人」と読み替えて適用します。</p>

<新医療保険関係>

- (2) 無配当新医療保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1. に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

- ・第14条（無配当新医療保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当新医療保険に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>	<p>第14条（無配当新医療保険に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険に付加する場合には、<u>第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中</u>「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>

- (3) 無配当新医療保険2007に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1. に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

- ・第14条（無配当新医療保険2007に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当新医療保険2007に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険2007に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>	<p>第14条（無配当新医療保険2007に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険2007に付加する場合には、<u>第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中</u>「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>

- (4) 無配当新医療保険2011に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当新医療保険2011に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当新医療保険2011に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険2011に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>	<p>第14条（無配当新医療保険2011に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険2011に付加する場合には、<u>第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)</u>および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>

- (5) 無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>	<p>第14条（無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合には、<u>第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)</u>および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>

- (6) 無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>	<p>第14条（無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、<u>第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)</u>および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</p>

(7) 無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後				
<p>第14条（無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。</p>	<p>第14条（無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則） この特約を無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号を次のとおり読み替えます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替え前</th> <th style="text-align: center;">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。</u></p>	読み替え前	読み替え後	<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>	<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>
読み替え前	読み替え後				
<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>	<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>				

<愛児保険関係>

(8) 5年ごと利差配当付新・愛児進学保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（5年ごと利差配当付新・愛児進学保険に付加する場合の特則）中第(3)号

変更前	変更後
<p>(3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。</p> <p>「第3条（指定代理請求人の指定）」 この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 契約者の戸籍上の配偶者 (2) 契約者の直系血族 (3) 契約者の3親等内の親族</p>	<p>(3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。</p> <p>「第3条（指定代理請求人の指定）」 この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) <u>次の(ア)から(ウ)の範囲内の者</u> (ア) 契約者の戸籍上の配偶者 (イ) 契約者の直系血族 (ウ) 契約者の3親等内の親族</p> <p>(2) <u>第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> (ア) 契約者と同居しまたは契約者と生計を一にしている者 (イ) 契約者の財産管理を行っている者 (ウ) <u>その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>

- (9) 無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合の特則）中第(3)号

変更前	変更後
<p>(3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。</p> <p>「第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 契約者の戸籍上の配偶者 (2) 契約者の直系血族 (3) 契約者の3親等内の親族」</p>	<p>(3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。</p> <p>「第3条（指定代理請求人の指定） この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）</p> <p>(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者 (ア) 契約者の戸籍上の配偶者 (イ) 契約者の直系血族 (ウ) 契約者の3親等内の親族 (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者 (ア) 契約者と同居しまたは契約者と生計を一にしている者 (イ) 契約者の財産管理を行っている者 (ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者」</p>

<年金保険関係>

- (10) 利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合の特則） この特約を利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡時一時金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合の特則） この特約を利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡時一時金受取人」と読み替えて適用します。</p> <p>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時一時金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>

(11) 終身年金保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記 1. に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（終身年金保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（終身年金保険に付加する場合の特則） この特約を終身年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（終身年金保険に付加する場合の特則） この特約を終身年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

(12) 年金保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（年金保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後				
<p>第14条（年金保険に付加する場合の特則） この特約を年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（年金保険に付加する場合の特則） この特約を年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号を次のとおり読み替えます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替え前</th> <th style="text-align: center;">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</u></p>	読み替え前	読み替え後	<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>	<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>
読み替え前	読み替え後				
<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人</u> <u>(エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>	<p><u>(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者</u> <u>(ア) 主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている者</u> <u>(イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者</u> <u>(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者</u></p>				

(13) 個人年金保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加え、次の点についても変更します。

・第14条（個人年金保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（個人年金保険に付加する場合の特則） この特約を個人年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（個人年金保険に付加する場合の特則） この特約を個人年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

(14) 新・個人年金保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（新・個人年金保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（新・個人年金保険に付加する場合の特則） この特約を新・個人年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（新・個人年金保険に付加する場合の特則） この特約を新・個人年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

(15) 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則） この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則） この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、<u>次の各号に定めるとおりとします。</u> <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

(16) 無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則） この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則） この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、<u>次の各号に定めるとおりとします。</u> <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</u></p>

(17) 無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合の特則） この特約を無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合の特則） この特約を無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</u></p>

<変額年金保険関係>

(18) 変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合の特則） この特約を変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合の特則） この特約を変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

- (19) 一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合の特則） この特約を一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合の特則） この特約を一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合には、<u>次の各号に定めるとおりとします。</u> <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

- (20) 一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合の特則） この特約を一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合の特則） この特約を一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合には、<u>次の各号に定めるとおりとします。</u> <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

(21) 一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合の特則） この特約を一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</p>	<p>第14条（一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合の特則） この特約を一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。 <u>(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。</u> <u>(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。</u></p>

<養老保険>

(22) 無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する指定代理請求特約の特約条項については、上記1.に記載の変更内容に加えて、次の点についても変更します。

・第14条（無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合の特則）

変更前	変更後
<p>第14条（無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合の特則）</p> <p>この特約を無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「第13条（主契約に外貨建年金支払特約、円建年金支払特約または目標到達時円建年金払移行特約が付加されている場合の特則）</p> <p>次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</p> <p>(1) 主契約に外貨建年金支払特約または円建年金支払特約が付加され、外貨建年金支払特約または円建年金支払特約の年金の支払が開始した場合</p> <p>(2) 主契約に目標到達時円建年金払移行特約が付加され、円による年金の支払に移行した場合」</p>	<p>第14条（無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合の特則）</p> <p>この特約を無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「第13条（主契約に外貨建年金支払特約、円建年金支払特約または目標到達時円建年金払移行特約が付加されている場合の特則）</p> <p>次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「<u>主契約の</u>死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。</p> <p>(1) 主契約に外貨建年金支払特約または円建年金支払特約が付加され、外貨建年金支払特約または円建年金支払特約の年金の支払が開始した場合</p> <p>(2) 主契約に目標到達時円建年金払移行特約が付加され、円による年金の支払に移行した場合」</p>

以上